

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.4)							新条文(R7.4)							改定理由			
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文	
2	0	0	0	0	1	第2編	器具及び材料編		2	0	0	0	0	1	第2編	器具及び材料編	
2	3	2	3	1	1	表2-3-10	ポリエチレン被覆鋼管 JIS G 3469 ポリエチレン被覆鋼管		2	3	2	3	1	1	表2-3-10	ポリエチレン被覆鋼管 JIS G 3477 ポリエチレン被覆鋼管	規格番号変更
2	3	7	3	3	1	光源・安定器	(2) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604(高圧水銀ランプ-性能規定)の規定による。		2	3	7	3	3	1	光源・安定器		削除
							(3) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)の規定による。								(2) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)の規定による。	表番号繰り上がり	
							(4) セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)の規定による。								(3) セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)の規定による。	表番号繰り上がり	
							(5) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710(電球類ガラス管球の形式の表し方)に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1(電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金)に適合した口金を使用する。								(4) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710(電球類ガラス管球の形式の表し方)に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1(電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金)に適合した口金を使用する。	表番号繰り上がり	
							(6) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604(高圧水銀ランプ-性能規定)及びJIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)、JIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)に定められた事項を表示する。								(5) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7621(高圧ナトリウムランプ-性能仕様)及びJIS C 7623(メタルハライドランプ-性能仕様)に定められた事項を表示する。	表番号繰り上がり 条文修正	
							(7) LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)の規定による。								(6) LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153(LEDモジュール用制御装置-性能要求事項)の規定による。	表番号繰り上がり	
							(8) 安定器の規格は、JIS C 8110(放電灯安定器(蛍光灯を除く))の規定による。								(7) 安定器の規格は、JIS C 8110(放電灯安定器(蛍光灯を除く))の規定による。	表番号繰り上がり	
2	3	7	4	2	1	トンネル用照明器具	(3) 外面プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理(脱脂処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理(アルマイト処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマンセルN7とする。		2	3	7	4	2	1	トンネル用照明器具	(3) プレス加工器具枠なし本体の塗装は、塗装前処理(脱脂処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。 アルミ製器具本体の塗装は、塗装前処理(アルマイト処理)を施し、上塗りとして合成樹脂系塗料1回以上を標準とし、焼付塗装と同等の強度、防錆、耐食性を有するものとする。	条文修正
2	3	12	4	1	1	表2-3-14	高圧ピンがいし JIS C 3821 高圧ピンがいし		2	3	12	4	1	1	表2-3-14	高圧ピンがいし JIS C 3821 高圧ピンがいし	誤記訂正
2	0	0	0	0	1	第3編	電気設備工事共通編		3	0	0	0	0	1	第3編	電気設備工事共通編	
							経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和4年10月)								経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和4年12月)	諸法令等の改正	
							経済産業省 電気設備の技術基準の解釈(平成30年12月)								経済産業省 電気設備の技術基準の解釈(令和5年12月)	諸法令等の改正	
3	4	3				第3節	一般事項		3	4	3				第3節	各種設備に関する一般事項	対象の明確化
3	4	3	4	2	1	各種設備の落下防止	2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあっては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤーロープ等による対策は求めない。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備		3	4	3	4	2	1	各種設備の落下防止	2. 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあっては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤーロープ等による対策は求めない。	対象の明確化
3	4	4				第4節	共通事項		3	4	4				第4節	機材に関する一般事項	対象の明確化
3	4	5	5	1	0	屋内配線	(1) 低圧屋内配線が合成樹脂線び配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル(以下「弱電流電線等」という。)、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。		3	4	5	5	1	0	屋内配線	(1) 低圧屋内配線が合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線、セルラダクト配線、ライティングダクト配線、平形保護層配線またはケーブル配線の場合は、弱電流電線または光ケーブル(以下「弱電流電線等」という。)、水管、ガス管若しくはこれらに類するものと接触しないように施設する。	条文修正
							(2) 低圧屋内配線を合成樹脂線び配線、合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線またはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線び、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。								(2) 低圧屋内配線を合成樹脂管配線、金属管配線、金属線び配線、可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線またはセルラダクト配線により施設する場合は、電線と弱電流電線とを同一の管、線び、ダクト若しくはこれらの付属品またはプルボックスの中に施設してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。	条文修正	

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R6.4)						新条文(R7.4)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	
3	4	6				第6節	配線器具設置工	3	4	6				第6節	配線器具設置工		
3	4	6	1	5	0	合成樹脂線び	(1) 線びの敷設 1) 線びのベースは、造管材に0.5m以下の間隔でねじ止めとするか、または接着材、 その他 の方法で取付けるものとする。ただし、端部、突合せ部または器具取付け部分では、 0.1m以 下の間隔で2箇所ねじ止めとする。 2) 線びの終端部は閉そくすること。 (2) 線びの接続 1) 線び及び付属品は、相互にすき間なく接続すること。 2) 隅部分の接続は、突合せ法とする。	3	4	6	1	5	0	合成樹脂線び			削除
3	4	16				第16節	設地設置工	3	4	16				第16節	設地設置工		
3	4	16	3	1	0	B種接地工事の 電気工作物	1. 高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の、低圧側中性点。ただし、低圧電路 の使用電圧が 300V以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、 変圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。	3	4	16	3	1	0	B種接地工事の 電気工作物	1. 高圧電路と低圧電路を結合する変圧器の低圧側中性点。ただし、低圧電路の 使用電圧が 300V以下の場合において、変圧器の構造または配電方式により、変 圧器の中性点に施工できない場合は、低圧側の一端子とする。	条文修正	
3	4	16	3	1	0	表3-4-13	接地線の太さ	3	4	16	3	1	0	表3-4-13	接地線の太さ (銅線)	条文修正	
4	0	0	0	0	1	第4編	電気設備編	4	0	0	0	0	1	第4編	電気設備編		
							経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年10月)								経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年12月)	諸法令等の改正	
							経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (平成30年10月)								経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (令和5年12月)	諸法令等の改正	
															経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈 (令和3年3月)	諸法令等の追加	